

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立学校等職員安全衛生管理規程の一部改正</p>	<p>教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 課の名称変更 教育委員会事務局の組織改正に伴い、健康・安全教育課長を体育健康課長に改める。 (第12条関係)</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第十二条第一項第四号中「健康・安全教育課長」を「体育健康課長」に改める。

改正案	現行
<p>(協議会の組織) 第十二条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 一 一 三 略 四 体育健康課長 五 八 略 二 及び 三 略</p>	<p>(協議会の組織) 第十二条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 一 一 三 略 四 健康・安全教育課長 五 八 略 二 及び 三 略</p>